

防府市公設青果物地方卸売市場での売買取引における決済の方法

○防府市公設青果物地方卸売市場業務条例

(代金の支払及び支払猶予の特約)

第四十九条 仲卸業者及び買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品の引渡しを受けた後、規則で定めるところにより遅滞なく買受け代金(買受け代金にその消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。以下同じ。)を支払わなければならない。ただし、買受け代金について支払猶予の特約がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、仲卸業者及び買受人との間に買受け代金について支払猶予の特約をしようとするときは、規則で定めるところによりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(仕切り及び送金)

第五十五条 卸売業者は、販売の委託を受けた物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより遅滞なく売買仕切書及び売買仕切金(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)を委託者に送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、前項に規定する売買仕切書に、当該卸売をした物品の品目、等級、価格、消費税額及び地方消費税額並びに数量(当該委託者の責めに帰すべき理由により第五十条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、価格、消費税額及び地方消費税額並びに数量)を正確に記載しなければならない。

(売買取引の決済方法)

第五十六条 取引参加者は、市場における売買取引の決済については、第四十九条、第五十条、第五十四条及び前条に定めるもののほか、売買取引の当事者間で決定した支払方法により、当該当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

○防府市公設青果物地方卸売市場業務条例施行規則

(代金の支払及び支払猶予の特約)

第五十九条 条例第四十九条に規定する買受け代金の支払いは、物品の引渡し後十四日以内に行わなければならない。

- 2 卸売業者は、条例第四十九条第二項の承認を受けようとするときは、支払猶予特約承認申請書（第四十一号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、条例第四十九条第二項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、これを承認しないものとする。
 - 一 支払猶予の特約がその他の仲卸業者及び買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。
 - 二 支払猶予の特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。